



人権に関するグローバルな指針

ピレリは、世界の人々の人権を尊重するという基本姿勢で活動を行っています。これは決して放棄することができないものであり、企業文化と企業戦略を支える価値観となっています。そのため、ピレリはさまざまな国際的、民族的、社会的、経済的環境において事業を展開するにあたり、人権侵害の原因や人権侵害の原因につながる行為を回避するため、リスクの管理と低減に努めます。

ピレリグループの活動は、自社の価値観と倫理規定に則るとともに、国連グローバルコンパクトの構想によるサステナビリティモデルにも準拠します。弊社は、事業を展開する各国の法規に定められ、適用すべき国際基準にも規定されている基本的人権を尊重し、その保護に努めます。この国際基準には、以下のものが含まれます。

- 「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」で構成される国連の国際人権章典
- 児童の権利に関する国連条約
- 「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」および各種の関連条約
- 人権に関するヨーロッパ協定
- 腐敗防止に関する国連条約

ピレリは、パートナー企業と利害関係者に対して人権の尊重と国際基準の遵守を促すとともに、自らのガバナンスモデルについては、国連の「ビジネスと人権に関する国連フレームワーク」に定められている推奨事項に従い、「保護、尊重、救済」を実践しています。

原則

- **差別の禁止** - ピレリは、直接的、間接的を問わず、性別、婚姻歴、性的指向、宗教、政治的信条、労働組合の所属、人種、民族、国籍、年齢、社会的背景、社会的地位、身体的または精神的障害などに関連するいかなる形態の差別にも反対し、労働生活のあらゆる面における差別防止に取り組みます。
- **結社の自由** - ピレリは、従業員が自由に労働組合を結成して集団交渉を行う権利を認めるとともに、正式な労働組合の代表者と率直かつ建設的な話し合いを行います。
- **強制労働に対する反対** - ピレリは、従業員とサプライチェーン関係者の双方に対して行われる、すべての労働搾取に反対するとともに、いかなる形態の人身売買および搾取も強く非難します。労働搾取に含まれる内容は、児童労働、強制労働、あらゆる形態の虐待または精神的、身体的抑圧などです。
- **適正な労働環境** - ピレリは、信頼、対話、相互尊重を基本とした労働環境の構築を推進するとともに、適正な賃金と労働時間を確保しながら従業員の福祉とワークライフバランスを守ります。

- **労働衛生と安全** - ピレリは、従業員の健康と安全が企業の本質的価値であると考えており、関連するリスクの防止、評価、管理に関する高度な基準を導入することや、労働衛生と安全性を重視する企業文化を育みながらそれを浸透させるよう継続的に努力することで、安全かつ健全な労働環境の維持に積極的に取り組みます。
- **地域社会** - ピレリは、地域の文化や住民に敬意を払いながらその文化、自然遺産、伝統、慣習を守り、核となる事業価値の浸透と促進を目指します。また、個人の成長や生活水準の向上につながる教育的、文化的、社会的取り組みを支援することで、地域社会の経済的福祉と発展に貢献します。ピレリは、地域社会を支援する際の優先分野を選定するにあたり、有能な組織や非営利団体との対話が重要であると考えます。
- **誠実性** - ピレリは、腐敗行為が人権をも脅かすものであると確信していることから、かかる行為が実際には受け入れられている地域、許容されている地域、または法廷で罪に問われない地域であっても、一切の腐敗行為を拒絶します。これによりピレリでは、「卓越した品位 (Premium Integrity)」と題した独自のプログラムを導入しています。これは、企業の腐敗行為を防止するために作成されたものであり、腐敗のリスクを防止または低減させるための原則と規則で構成されています。
- **個人情報保護** - ピレリは、個人情報の処理業務に携わる関係者に対して十分な事故予防策を講じることの重要性を認識しているほか、提供されたデータおよび情報を適切に使用することによって、すべての利害関係者に備わる個人情報保護の権利を尊重します。

ピレリは、人権侵害のリスクを特定、評価、防止、軽減することに取り組むとともに、かかる事案が生じた場合は速やかに具体的な是正措置を以下のとおり講じます。

- 情報提供とトレーニング、さらには人権を尊重した企業活動によって従業員の意識を高める
- 責任を持ってサプライチェーンを管理する。特にサプライヤーの選定基準、契約条件、監査によるチェックに関しては、人権の尊重に心がける
- サプライヤーがそのサプライチェーンの中に同等のマネジメントモデルを導入するよう要請する
- 加えて、ピレリに供給される製品および原材料が、サプライチェーン全体を通じて「紛争と関係ない」ことを保証できるよう、サプライヤーに対して適切な配慮を要請する¹ ピレリは、紛争に関与する原材料が供給されたという明らかな証拠がある場合、および人権侵害が生じた場合は、そのサプライヤーとの取引関係を終了する権利を有する

ピレリは、人権保護に関するグローバルな指針および原則を策定するにあたり、政府機関、非政府機関、学術機関と積極的に協力します。また、実施した活動の内容と成果については、主としてグループのアンニュアルレポートと公式サイトを通じ、利害関係者に対して定期的に報告します。

ピレリのトップ経営陣は、すべての従業員およびピレリと協力関係にある者がこの指針に示されている価値観に則って行動を取るようになるため、持続可能性と危機統括部門の継続的な指導を受けながら、この指針の完全な実践に向けた戦略的役割を担っています。

¹ 紛争鉱石に関する法規制に規定されている、紛争地域の鉱山または製錬所に由来するものでないこと。「紛争に関与していない」ことが証明されている場合を除く。

この指針に反する行為によって、人権侵害のリスクが発生した場合、またはそうしたリスクの発生が危惧される場合に備え、ピレリは、**匿名でも報告が可能な専用のチャンネル**（ピレリのウェブサイトに掲載されている「**内部告発ポリシーとその手順（Group Whistleblowing Policy-Complaint Procedure）**」）を**利害関係者**に対して提供します。

2016年7月

取締役副会長 兼 CEO

Marco Tronchetti Provera